変更前	変更後	
Web サイト制作委託約款	Web サイト <u>等</u> 制作委託約款	
この「Web サイト制作委託約款」(以下「本約款」という。) は、お申込	この「Web サイト <u>等</u> 制作委託約款」(以下「本約款」という。) は、お申	
者とスターティア株式会社(以下「当社」という。)間の Web サイト制作	込者とスターティア株式会社 (以下「当社」という。) 間の Web サイト <u>等</u>	
委託契約(以下「本契約」という。)に適用される。	制作委託契約(以下「本契約」という。)に適用される。	
	#1条 (定義) 本契約で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。 ① 「本申込書」とは、お申込者が本契約を申し込む場合に、当社に対して提出する当社指定の申込書をいう。 ② 「本件業務」とは、Web サイト又は Web コンテンツのいずれか一つ以上を制作する業務をいう。 ③ 「本 Web サイト」とは、本契約に基づいて当社が、お申込者から委託を受けて制作する Web サイトをいう。 ④ 「本コンテンツ」とは、本契約に基づいて当社が、お申込者から委託を受けて制作する写真、イラスト、ロゴ、バナー、映像、音楽、テキスト、デザイン、動画、3D 画像、3D 動画又はこれらの組み合わせた Web コンテンツをいう。 ⑤ 「本成果物」とは、本件業務によって制作された本 Web サイト及び本コンテンツをいう。 ⑥ 「原始資料」とは、本件業務の遂行のためにお申込者が当社に貸与する資料をいう。 ⑦ 「第三者素材」とは、当社が本成果物の制作にあたり素材に利用する写真、イラスト、ロゴ、バナー、映像、音楽、テキスト、デザイン又は動画等であって第三者が権利を有しているものをいう。	
第1条 (契約の成立)	第2条 (契約の成立)	
1. お申込者は、本契約を申し込む場合、当社に対して当社指定の申込	1. お申込者は、本契約を申し込む場合、本申込書を提出する。	
<u>書(以下「</u> 本申込書 <u>」という。)</u> を提出する。		
2. 当社は、本契約の申込みの日から3営業日以内に、申込みの諾否を	2. 当社は、本契約の申込みの日から3営業日以内に、申込みの諾否を	
お申込者に対して電子メールで送信するものとする。	お申込者に対して電子メールで送信するものとする。	

変更前

- ドレスに発信したことをもって、本契約の成立とする。
- 4. 本契約は事業者であるお申込者が事業として又は事業のために使用 4. お申込者は、本 Web サイト及び本コンテンツを事業として又は事業 するサービスについての契約であるため、クーリングオフの適用対 象外となる。

第2条(請負契約)

- 1. 本契約の締結により、お申込者は、本申込書に記載の Web サイトの | 制作業務(以下、「本件業務」という。)を当社に委託し、当社はこれ を受託する。
- 2. 当社は第3条2項にてお申込者の承認した構成案、サイトマップ案 2. 及びデザイン案のとおりの Web サイト (以下 「本 Web サイト」とい う。)を完成させる。
- 3. 本件業務は請負契約とする。
- 4. 本件業務には、CMS ソフトウェアの使用許諾、SEO サービス(Web 4. 本件業務には、CMS ソフトウェアの使用許諾、SEO サービス(Web サイトが検索エンジンの検索結果の上位に表示されるよう最適化す るサービスをいう)及びWebサイトの検収後の仕様の変更・コンテ ンツの更新は含まれないものとし、それらのサービスを希望すると きは別途契約を締結して、料金を当社に支払うものとする。

第3条(お申込者の協力義務)

- 1. お申込者が、当社からロゴマーク、イラスト、イメージ、テキスト、 動画及び音楽等の本 Web サイトの素材の提出を求められたときは、 これに協力しなければならないものとする。
- 2. 当社は本 Web サイトの制作過程で、必要に応じて構成案、サイトマ | 2. ップ案及びデザインの案の承認をお申込者に求めることができるも のとし、お申込者は、当社の指定する日までに可否を通知するもの とする。お申込者が当社の指定する日までにデザイン案等の可否を

変更後

- 3. 当社が本契約の申込みを承諾する旨をお申込者の指定するメールア 3. 当社が本契約の申込みを承諾する旨をお申込者の指定するメールア ドレスに発信したことをもって、本契約の成立とする。
 - のために使用するため、本契約が、クーリングオフの適用対象外と なることを確認する。

第3条(請負契約)

- 1. 本契約の締結により、お申込者は、本件業務を当社に委託し、当社 はこれを受託する。
- 当社は第4条(お申込者の協力義務)2項にてお申込者の承認した 構成案、サイトマップ案及びデザイン案のとおりの本成果物を完成 させる。
- 3. 本件業務は請負契約とする。
- サイトが検索エンジンの検索結果の上位に表示されるよう最適化す るサービスをいう)及び Web サイトの検収後の仕様の変更・更新は 含まれないものとし、それらのサービスを希望するときは別途契約 を締結して、料金を当社に支払うものとする。

第4条(お申込者の協力義務)

- 1. お申込者が、当社からロゴマーク、イラスト、イメージ、テキスト、 動画及び音楽等の本成果物の素材の提出を求められたときは、これ に協力しなければならないものとする。
- 当社は本成果物の制作過程で、必要に応じて構成案、サイトマップ 案及びデザインの案の承認をお申込者に求めることができるものと し、お申込者は、当社の指定する日までに可否を通知するものとす る。お申込者が当社の指定する日までにデザイン案等の可否を当社

変更前	変更後
当社に通知しない場合は、これを承認したものとみなす。	に通知しない場合は、これを承認したものとみなす。
	3. 本コンテンツの制作にあたって、写真撮影・動画撮影、インタビュー
	等を実施するときは、お申込者は、当社と協議の上、当該撮影等の
	実施日を定めるものとする。お申込者が、お申込者による事情又は
	撮影時の天候等を理由として、当社と協議の上定めた実施日を変更
	ー するときは、別途見積の上、有償対応とする。
3. お申込者が定められた期日までに前二項を行わない場合は、当社は	<u></u> <u>4.</u> お申込者が定められた期日までに前三項を行わない場合は、当社は
本 Web サイトの納入期日を変更しなければならないものとする。	<u>本成果物</u> の納入期日を変更しなければならないものとする。
_(新設)	第5条(原始資料の貸与及び返還)
	1. お申込者は、当社に対して、当社が本件業務を遂行するために必要
	な原始資料をお申込者の定める方法により無償で貸与するものとす
	<u>る。</u>
	2. 当社は、お申込者により貸与された原始資料を善良なる管理者の注
	意をもって保管管理するものとし、本件業務を遂行する目的以外に
	は一切使用しないものとする。
	3. 当社は、お申込者から貸与された原始資料は全て、当社による本件
	業務が終了した後、もしくは必要でなくなったときには、遅滞なく、
	これをお申込者の指示に従い返還又は廃棄もしくは抹消する。
(新設)	第6条(禁止事項)
	お申込者は、次の各号に該当する本成果物の制作を当社に委託する
	ことができないものとする。
	① アダルト、暴力、違法行為や自傷・自殺、動物虐待の誘引、ギャ
	ンブル、猟奇もの、公序良俗に反するもの。
	② 法令に違反するもの、犯罪行為、もしくは犯罪のおそれのある
	<u>行為を行うことを目的としたもの。</u>

変更前	変更後
	③ サイバー攻撃を目的としたもの。
	④ フィッシング詐欺又はその他の詐欺行為を行うことを目的とし
	<u>たもの。</u>
	⑤ 他人の情報を詐取することを目的としたもの。
	⑥ サーバ等を乗っ取り、他のサーバ等への攻撃の踏み台とするこ
	とを目的としたもの。
	⑦ コンピュータウィルス、有害なコード、トロイの木馬、パスワ
	一ド読み取りソフト ウェア、スパイウェア、ランサムウェア又
	はマルウェアを含むもの。
	⑧ 他人の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害する
	<u>もの。</u>
	⑨ 他人の財産、プライバシー、肖像権又はパブリシティー権等を
	侵害するもの。
	⑩ 他人の名誉を毀損し、あるいは誹謗中傷するもの。
	⑪ 特定の宗教、人種、国もしくは地域の出身者、性的指向又は性
	<u>別その他標的となりやすいグループへの差別的言動、偏った言</u>
	及又は解釈など、中傷的又は悪意のあるもの。
	② 不正確な医療情報を含むもの、違法又は過度な薬物の消費、未
	成年者による薬物、アルコール、たばこの消費を助長するもの。
	③ 風俗営業、インターネット異性紹介事業、連鎖販売取引、有害
	<u>玩具、霊感商法の広告を含むもの。</u>
	④ お申込者の事業を規制する法令の知識を要する内容及び、お申
	込者の事業における専門的な知識を要する内容を含む本コンテ
	<u>ンツの制作</u>
	⑤ 当社及び当社グループ会社の運営を妨げ、もしくは信頼を毀損
	<u>するもの。</u>

	変更前		変更後
			⑥ その他当社が不適切と判断したもの。
第4条(納入・検収)		第7条 (納入・検収)	
1.	当社は納期までにサーバにアップロードする方法等により、お申込	1.	当社は納期までにサーバにアップロードする方法等により、お申込
	者に対して <u>本 Web サイト</u> を納入するものとする。		者に対して <u>本成果物</u> を納入するものとする。
2.	当社が納期までに <u>本 Web サイト</u> を納入できないと判断したときは、	2.	当社が納期までに <u>本成果物</u> を納入できないと判断したときは、お申
	お申込者にその旨を申入れ、お申込者と協議のうえ、変更契約書を		込者にその旨を申入れ、お申込者と協議のうえ、変更契約書を締結
	締結することにより納期を変更できるものとする。ただし、納期の		することにより納期を変更できるものとする。ただし、納期の遅延
	遅延が当社の故意又は過失によるときはこの限りでない。		が当社の故意又は過失によるときはこの限りでない。
3.	お申込者は <u>本 Web サイト</u> の納入の日から7日以内に検収を行い、 <u>第</u>	3.	お申込者は本成果物の納入の日から7日以内に検収を行い、第4条
	3条第2項により承認した構成、サイトマップ及びデザインどおり		(お申込者の協力義務) 第2項により承認した構成、サイトマップ
	に、 <u>本 Web サイト</u> が制作されていることを確認し、合格の場合は検		及びデザインどおりに、 <u>本成果物</u> が制作されていることを確認し、
	収完了を証する書面を当社に交付するものとし、不合格である場合		合格の場合は検収完了を証する書面を当社に交付するものとし、不
	には、速やかに理由とともに当社に通知するものとする。		合格である場合には、速やかに理由とともに当社に通知するものと
			する。
4.	前項の期間内にお申込者から当社に不合格通知がなされない場合、	4.	前項の期間内にお申込者から当社に不合格通知がなされない場合、
	検収に合格したものとみなす。		検収に合格したものとみなす。
5.	当社が <u>本 Web サイト</u> の不合格通知を受領したときは、当社はお申込	5.	当社が <u>本成果物</u> の不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と
	者と協議するとともに当該不一致等を修補し、再度、お申込者によ		協議するとともに当該不一致等を修補し、再度、お申込者による検
	る検収を受けなければならないものとする。		収を受けなければならないものとする。
第	5条 (委託料の支払い)	第8条 (委託料の支払い)	
	お申込者は当社に対して、本件業務の対価として本申込書に記載の		お申込者は当社に対して、本件業務の対価として本申込書に記載の
	代金を、支払期日までに支払うものとする。		代金 (以下「制作費」という。) を、支払期日までに支払うものとす
			る。
第	<u>6条</u> (再委託)	<u>第</u>	<u>9条</u> (再委託)
第	7条(契約不適合責任)	第	<u>10条</u> (契約不適合責任)
1.	本 Web サイトの種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと	1.	<u>本成果物</u> の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと(以

変更前

(以下「契約不適合」という。)が、本 Web サイトの納入後1ヶ月以 内に発見された場合、お申込者は当社に対して本 Web サイトの修補 の請求ができるものとする。

- 2. 本 Web サイトの契約不適合が重大なため、お申込者が本契約につい | 2. て目的を達成できない場合は、お申込者は本契約を解除することが できるものとする。
- 3. 当社は、本 Web サイトの契約不適合が軽微であって、本 Web サイト | 3. 当社は、本成果物の契約不適合が軽微であって、本成果物の修補に の修補に過分の費用を要す場合には、修捕責任、損害賠償責任、及 びその他の責任を負わないものとする。

(以下略)

第8条(権利不侵害の保証)

当社は、本 Web サイトが第三者の著作権その他の権利を侵害しない ことを保証する。

変更後

下「契約不適合」という。)が、本成果物の納入後1ヶ月以内に発見 された場合、お申込者は当社に対して本成果物の修補の請求ができ るものとする。

- 本成果物の契約不適合が重大なため、お申込者が本契約について目 的を達成できない場合は、お申込者は本契約を解除することができ るものとする。
- 過分の費用を要す場合には、修捕責任、損害賠償責任、及びその他 の責任を負わないものとする。

(以下略)

第11条(権利不侵害の保証)

- 1. 当社は、本 Web サイトが第三者の著作権その他の権利を侵害しない ことを保証する。ただし、当該権利侵害が、お申込者の指図に起因 するものであるときは、当社は、一切の責任を負わないものとする。
- 2. お申込者は、本 Web サイトに関して、第三者から知的財産権侵害の 申立てがなされたときは、速やかに当社に申立ての事実及びその内 容を通知して、当社に対して当該第三者との交渉又は訴訟の遂行に 関し、当社に対して実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、並 びに必要な援助をするものとする。
- 3. お申込者が、前項の義務を履行することを条件として、当社は、自ら の責任と費用負担にて当該第三者からの申立ての解決にあたるもの とする。
- 4. 本 Web サイトに関して第三者から知的財産権侵害の申立てがなさ れ、当社が本 Web サイトに関して第三者の知的財産権の侵害があっ たと判断したときは、当社は、お申込者に対し、かかる侵害によっ てお申込者に生じた損害(侵害回避のため権利侵害している部分を

変更後 変更前 変更する場合の費用を含む。) について第12条(損害賠償の範囲) に規定される範囲を限度として、その損害を賠償する。ただし、知 的財産権の侵害がお申込者の責めに帰すべき事由による場合はこの 限りでなく、当社は一切責任を負わないものとする。 5. 当社は、本コンテンツに関して、お申込者が第三者より著作権等の知 的財産に関する権利侵害の主張を受けた場合、当該権利侵害が当社 の故意又は重過失に基づく場合を除き、一切の責任を負わないもの とする。 6. お申込者が、第6条(禁止事項)第14号の規定にかかわらず、当社 にお申込者の事業を規制する法令の知識を要する内容及び、お申込 者の事業における専門的な知識を要する内容を含む本コンテンツの 制作を当社に委託したことによって、お申込者に損害が発生した場 合は、当社は一切の責任を負わないものとする。 第12条(損害賠償の範囲) 第9条(損害賠償の範囲) 1. 当社がお申込者に対して負担する損害賠償は、当社の責めに基づく 1. 当社がお申込者に対して負担する損害賠償は、当社の責めに基づく

- 事由によってお申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限られ るものとする。当社は、いかなる場合においても、本 Web サイトの 使用に付随もしくは関連して生じる逸失利益、間接的もしくは特別 な事情による損失及び損害について、一切責任を負わないものとす る。
- 2. 当社がお申込者に対して負担する損害賠償額の上限は、制作費の金 2. 当社がお申込者に対して負担する損害賠償額の上限は、制作費の金 額とする。
- 3. 当社の責めにより当社が本 Web サイトを納期までに納入できない場 | 3. 当社の責めにより当社が本成果物を納期までに納入できない場合 合は、お申込者は、Web サイト制作費に対して納期の翌日から納入 完了日までの年 6% (年 365 日日割計算) の割合を乗じた遅延損害 金を当社に請求できるものとする。

(以下略)

- 事由によってお申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限られ るものとする。当社は、いかなる場合においても、本成果物の使用 に付随もしくは関連して生じる逸失利益、間接的もしくは特別な事 情による損失及び損害について、一切責任を負わないものとする。
- 額とする。
- は、お申込者は、制作費に対して納期の翌日から納入完了日までの 年 6% (年 365 日日割計算) の割合を乗じた遅延損害金を当社に請 求できるものとする。

(以下略)

第10条(著作権の帰属)

1. 本 Web サイトに関する著作権(著作権法第 27 条又は第 28 条に関す る権利を含む。) は、制作費が支払われたときに、当社からお申込者 に移転するものとする。ただし、Web サイトに共通に利用される Web 素材、ならびに HTML、スクリプト、ルーチン及びモジュール等、 の著作権は、当社又は当社に権利を許諾している者に留保されるも のとする。当社は、当該共通部分の著作物をお申込者が追加費用の 支払いを要することなく、本 Web サイトを利用するのに必要な範囲 で使用することを許諾する。

変更前

- 2. 前項にもかかわらず、本 Web サイトに第三者の Web 素材が含まれ 2. る場合は、その著作権は当社に権利を許諾している者に留保される ものとする。当社又はお申込者が指定できる第三者の Web 素材は、 商用利用が可能なものに限るものとする。なお、当社及びお申込者 は、第三者の Web 素材の使用許諾契約を遵守しなければならないも のとする
- 3. 当社は本 Web サイトにつき著作者人格権を行使しないものとする。

第11条 (第三者ソフトウェアの利用)

- 1. 本 Web サイトを構成する一部として第三者ソフトウェア(フリーウ | ェアを含む)が必要となる場合、お申込者は、その使用許諾条件に 同意の上、当該第三者ソフトウェアを使用するものとする。
- については、権利侵害又は契約不適合の存在を知りながら、もしく は重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任 を負わない。

第12条(権利義務の譲渡禁止)

お申込者及び当社は、相手方の承諾なく本契約上の地位を第三者に

第13条(著作権の帰属)

- 1. 本成果物に関する著作権(著作権法第27条又は第28条に関する権 利を含む。) は、制作費が支払われたときに、当社からお申込者に移 転するものとする。ただし、本成果物に共通に利用される Web 素材、 並びに HTML、スクリプト、ルーチン及びモジュール等、の著作権 は、当社又は当社に権利を許諾している者に留保されるものとする。 当社は、当該共通部分の著作物をお申込者が追加費用の支払いを要 することなく、本成果物を利用するのに必要な範囲で使用すること を許諾する。
- 前項にもかかわらず、本成果物に第三者素材が含まれる場合は、そ の著作権は当社に権利を許諾している者に留保されるものとする。 当社又はお申込者が指定できる第三者素材は、商用利用が可能なも のに限るものとする。なお、当社及びお申込者は、第三者素材の使 用許諾契約を遵守しなければならないものとする
- 3. 当社は本成果物につき著作者人格権を行使しないものとする。

第14条 (第三者ソフトウェアの利用)

- 1. 本成果物を構成する一部として第三者ソフトウェア(フリーウェア を含む)が必要となる場合、お申込者は、その使用許諾条件に同意 の上、当該第三者ソフトウェアを使用するものとする。
- 2. 当社は、前項所定の第三者ソフトウェアの契約不適合、権利侵害等 | 2. 当社は、前項所定の第三者ソフトウェアの契約不適合、権利侵害等 については、権利侵害又は契約不適合の存在を知りながら、もしく は重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任 を負わない。

第15条(権利義務の譲渡禁止)

お申込者は、当社の承諾なく本契約上の地位を第三者に譲渡し、あ

変更前	変更後	
譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三	るいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡も	
者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。	しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。	
<u>第13条</u> (秘密保持)	<u>第 16 条</u> (秘密保持)	
<u>第14条</u> (遅延損害金)	第17条(遅延損害金)	
第15条 (保証)	<u>第18条</u> (保証)	
	1. 当社は本件業務を通じて、お申込者の業績向上に貢献するよう努め	
	るものとするが、お申込者の売上高、本 Web サイトへのアクセス数	
	<u>又は利益が向上することまでを保証しない。</u>	
当社は、お申込者に対し、本 Web サイトの市場性又は特定目的への	2. 当社は、お申込者に対し、本成果物の市場性又は特定目的への適合性	
適合性などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証など	などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証など如何な	
如何なる方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負	る方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。	
わない。		
<u>第16条</u> (通知)	<u>第19条</u> (通知)	
第17条 (Web サイト 完成前の解約又は解除に伴う措置)	第20条(本成果物完成前の解約又は解除に伴う措置)	
当社の責めに帰さない事由により、お申込者が <u>本 Web サイト</u> の完成	当社の責めに帰さない事由により、お申込者が <u>本成果物</u> の完成前に	
前に本契約を解約する場合は、当社に対して書面にて通知するとと	本契約を解約する場合は、当社に対して書面にて通知するとともに、	
もに、通知の日から2週間以内に制作費の総合計金額に本件業務の	通知の日から 2 週間以内に制作費の総合計金額に本件業務の進捗率	
進捗率を乗じた違約金を当社 <u>は</u> 支払わなければならない。お申込者	を乗じた違約金を当社 <u>へ</u> 支払わなければならない。お申込者が本契	
が本契約に違反し、当社より契約を解除された場合も同様とする。	約に違反し、当社より契約を解除された場合も同様とする。	
第18条 (無催告解除及び期限の利益喪失)	第21条 (無催告解除及び期限の利益喪失)	
1 お申込者又は当社相手方が以下の各号のいずれかに該当したとき	1 お申込者又は当社相手方が以下の各号のいずれかに該当したとき	

- 1. お甲込者又は当社相手方が以下の各号のいすれかに該当したとき | 1. お甲込者又は当社相手方が以下の各号のいずれかに該当したとき は、相手方への催告をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除 し、又は役務の提供を一次停止することができる。なお、この場合 でも違反をした相手方への損害賠償の請求を妨げない。
 - ① 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し 等の処分を受けたとき
- は、相手方への催告をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除 し、又は役務の提供を一次停止することができる。なお、この場合 でも違反をした相手方への損害賠償の請求を妨げない。
 - ① 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し 等の処分を受けたとき

変更前

- ② 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
- ③ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
- ④ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不 渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき
- ⑤ <u>合併による消滅、</u>資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
- ⑥ 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- ⑦ その他、資産、信用、又は支払能力に重大な変更が生じたとき
- ⑧ <u>第19条</u> (反社会的勢力の排除) に違反したとき (以下略)

第19条 (反社会的勢力の排除)

第20条(連帯保証人)

第21条(不可抗力)

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契約の全部又は一部(金銭債務を除く)の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとする。

第22条 (残存条項)

本契約の終了後も第9条(損害賠償の範囲)、第12条(権利義務の譲

変更後

- ② 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
- ③ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
- ④ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不 渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき
- ⑤ 資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議<u>(合併による場合</u>は除く)がなされたとき
- ⑥ 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- ⑦ その他、資産、信用、又は支払能力に重大な変更が生じたとき
- ⑧ <u>次条</u>(反社会的勢力の排除)に違反したとき (以下略)

第22条 (反社会的勢力の排除)

第23条 (連帯保証人)

第24条 (不可抗力)

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、 地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、 暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働 争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、その他不可抗力による本契約の全部又は一部(金 銭債務を除く)の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事 者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当 事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回 復するための合理的な努力をするものとする。

第25条(残存条項)

本契約の終了後も第5条 (原始資料の貸与及び返還)、第6条 (禁止

変更前	変更後
<u>渡禁止)</u> 乃至 <u>第 17 条</u> (Web サイト 完成前の解約又は解除に伴う措	事項)、第11条(権利不侵害の保証)、第12条(損害賠償の範囲)乃至
置)、 <u>第 20 条</u> (連帯保証人)、 <u>第 21 条</u> (不可抗力)、 <u>第 23 条</u> (準拠	<u>第 20 条</u> (<u>本成果物</u> 完成前の解約又は解除に伴う措置) <u>、第 21 条(無</u>
法及び管轄合意)、 <u>第 24 条</u> (協議事項)の条項は効力を有するもの	催告解除及び期限の利益喪失) 第2項及び第3項、第22条(反社会
とする。	<u>的勢力の排除)第2項、第23条</u> (連帯保証人)、 <u>第24条</u> (不可抗
	力)、 <u>第 26 条</u> (準拠法及び管轄合意)、 <u>第 27 条</u> (協議事項) <u>及び本</u>
	<u>条</u> の条項は効力を有するものとする。
第23条(準拠法及び管轄合意)	<u>第26条</u> (準拠法及び管轄合意)
<u>第 24 条</u> (協議事項)	<u>第 27 条</u> (協議事項)
第25条(個人情報の取り扱い)	<u>第 28 条</u> (個人情報の取り扱い)
第 26 条 (本約款の変更)	<u>第 29 条</u> (本約款の変更)
スターティア株式会社	スターティア株式会社
2017年12月15日 施行	2017年12月15日 施行
2020年4月1日 改訂	2020 年 4 月 1 日 改訂
2021年4月29日 改訂	2021年4月29日 改訂
	2023 年 1 月 4 日 改訂
	以上